

生産管理システム・IoT導入助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人しまね産業振興財団（以下「財団」という。）定款第3条及び第4条に規定する目的及び事業の実施にあたり、ものづくり産業においてIoT、ビッグデータ、AIなど次世代製造技術を活用し大幅な生産性向上、新サービスや新製品創出を目指す動きが世界的に活発化する中、県内ものづくり産業の生産性向上、新サービスや新製品の創出を図るため、生産管理システム導入並びに生産工程の最適化、新サービスや新製品の創出のモデルとなるIoT等次世代製造技術導入・実証を支援する、生産管理システム・IoT導入助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付に関しては、島根県補助金等交付規則（昭和32年規則第32号）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成金の対象事業)

- 第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）及び経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率並びに助成限度額は別表のとおりとし、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成金の交付対象者)

- 第3条 助成金の交付対象者は、別表に定める島根県内に事業所を有する製造業企業とする。ただし、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する者は大企業とみなし生産管理システム導入型の補助対象者からは除く。
- （1）発行済株式の総数又は出資価格の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- （2）発行済株式の総数又は出資価格の総数の3分の2以上を大企業が所有している中小企業。
- （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業。

(交付申請)

- 第4条 助成金の交付を受けようとする企業は、助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。
- 2 なお、本助成金の採択は1企業1回までとし、前項の助成金の交付申請は、すでに本助成金の採択を受けた企業は、申請できないものとする。ただし、生産管理システム導入へ申請した企業が採択後、IoT技術導入・実証を申請することは可とする。

(交付の決定)

第5条 代表理事副理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、別に定める審査会の審査を経て適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知を行うものとする。

(交付の決定の取消)

第6条 代表理事副理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した助成金の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 助成金の交付決定後の事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（助成事業者の責に帰すべき事情によるものを除く）。
- (2) 助成事業者が、当該助成金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 助成事業者が、当該助成事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

- 2 前項第2号から第4号までの規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成事業者は、助成事業終了後、助成金請求書（様式第3号）により代表理事副理事長に助成金を請求するものとする。ただし、必要に応じて当該助成金の概算払請求を行うことができるものとする。

(決定内容の変更等)

第8条 助成事業者は、次の第1号または第2号のいずれかに該当する場合には速やかに助成事業変更承認申請書（様式第4号）を、第3号に該当する場合には助成事業変更届出書（様式第5号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の内容を著しく変更するとき。
- (2) 助成事業を中止又は廃止するとき。
- (3) 社名変更や代表者を変更したときなど、助成事業の主たる内容を変更しない程度の軽微な事項を変更するとき。

- 2 代表理事副理事長は、前項の規定により助成事業変更承認申請書（様式第4号）の提出があったときは、審査を行い助成事業変更決定通知書（様式第6号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成事業の遂行状況報告)

第9条 代表理事副理事長は、助成事業者に対し、必要に応じて助成事業の遂行状況について報告を求めることができる。

- 2 助成事業者は、助成事業終了後3年間、助成事業状況報告書（様式第7号）により代表理事副理事長が別に定める日までに事業状況を報告しなければならない。また、助成事業に関係する調査等に協力をしなければならない。

（実績報告）

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、当該助成事業完了後15日以内に助成事業実績報告書（様式第8号）を代表理事副理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第11条 代表理事副理事長は、前条の報告書の提出があった場合には必要な検査を行い、適正と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（取得財産等の管理）

第12条 助成事業者は、助成事業が完了した後も当該助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、助成事業者は天災地変その他助成事業者の責に帰することができない理由により、助成対象設備が毀損され又は、滅失したときはその旨を助成事業事故等届出書（様式第10号）により、代表理事副理事長に届け出なければならない。

（財産の処分の制限）

第13条 助成事業者は、取得財産等を処分しようとするときは、事前に助成事業財産処分承認申請書（様式第11号）を代表理事副理事長に提出し承認を受けなければならない。

（書類の整理、保存）

第14条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、助成事業終了後5年間保存しておかななければならない。

（助成金の返還）

第15条 代表理事副理事長が、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に助成事業者は返還するものとする。

- 2 助成事業者は、交付される助成金の額が確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、財団の定める期限内に返還するものとする。

（加算金及び遅延金）

第16条 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を行う場合は、その返還を行

う助成金の最後の受領の日から返還金支払の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を財団に返還するものとする。

- 2 助成事業者は、財団が指定する期限までに支払わなかったときは、期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その未払額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延金を財団に支払うものとする。
- 3 代表理事副理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を徴収しないものとする。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

別表

目的	生産性向上		新商品新サービス開発
助成金	生産管理システム導入型	IoT 技術導入・実証型	
対象事業	<p>① 生産管理システムを県内に所在する事業所に新規に導入する事業（改造、バージョンアップは対象外）</p> <p>② 助成金交付決定の日から1年以内に生産管理システム導入を完了し、経費の支払いが完了する事業（なお、設置および経費の支払いの完了日は、代表理事副理事長が必要と認めた場合は延長することができる。）</p>	<p>① IoT、ビッグデータ、AI 等を活用した次世代製造技術を県内に所在する事業所に導入し生産性向上のモデルとなる事業</p> <p>② 助成金交付決定の日から1年以内に導入・実証を完了し、経費の支払いが完了する事業（なお、導入・実証および経費の支払いの完了日は、代表理事副理事長が必要と認めた場合は延長することができる。）</p>	<p>① IoT、ビッグデータ、AI 等を活用した新商品・新サービス開発のモデルとなる事業</p> <p>② 助成金交付決定の日から1年以内に導入・実証を完了し、経費の支払いが完了する事業（なお、導入・実証および経費の支払いの完了日は、代表理事副理事長が必要と認めた場合は延長することができる。）</p>
対象者	<p>① 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員が300人以下の会社（みなし大企業は不可）</p> <p>② 5S・カイゼン活動に取り組む島根県内中小企業製造業者</p> <p>③ 経営革新計画の承認企業</p>	<p>① 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員が300人以下の会社</p> <p>② 成果の公開、視察対応が可能な企業</p> <p>③ 経営力向上計画の認定</p>	<p>① 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員が300人以下の会社</p> <p>② 成果の公開、視察対応が可能な企業</p> <p>③ 経営力向上計画の認定</p>
対象経費	ソフトウェア開発費・購入費、技術指導の受入費及び知的財産権の導入費並びに機器等の購入費・据付費及び借用費等	IoT を活用した機械装置等の導入実証に必要なソフトウェア・設備・機器等の開発費・購入費・据付費・借用費、技術指導の受入費及び知的財産権の導入費等	IoT 技術等の導入実証に必要なソフトウェア・設備・機器等の開発費・購入費・借用費、技術指導の受入費及び知的財産権の導入費、新商品試作にかかる原材料等
助成率	1 / 3 （1千円未満切り捨て）	1 / 2 （1千円未満切り捨て）	
助成額	上限：2,000千円	上限：5,000千円 下限：1,000千円	

・IoT を活用した機械装置等：単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理システムの導入、最新機器（工場機器、ロボットも含む）や IT 機器の購入・導入にとどまらず、複数の機械装置等がネットワーク環境に接続され、そこから各種の情報・データを収集し、生産性の向上のために活用する機械装置等。

・IoT 技術等：各種の情報・データを収集し、活用する技術等。